

災害時食支援に関するご相談のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、災害時の被災者支援にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

弊社はこれまで、二拠点型の災害支援として、災害特別車両であるキッチントラックを現地に常駐させつつ、遠隔地で栄養衛生に配慮した食事を調理し、現地に届ける形で活動してまいりました。このたび、内閣府の災害対応車両として当該キッチントラックが登録されたことを契機に、支援の本来あるべき形について改めて考える機会となりました。

災害時においては、現場の状況や優先度に応じて最も効果的に支援を行うためには、日本財団の支援ネットワークや日本栄養士会の専門的指導のもとで活動することが重要であると考えております。専門職の判断に基づく支援展開により、必要な場所に、必要な量を、安全かつ効率的に届けることが可能です。

つきましては、弊社の設備・技術・経験を、日本財団様や日本栄養士会様による全国的な多拠点支援ネットワークの一環として、無理なくエリアに即した永続支援を可能にするインフラとして活用いただく形について、ご相談させていただければ幸いです。具体的な運用方法や、専門職の方々との連携範囲について、ぜひご意向をお伺いできればと存じます。

何卒ご検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

令和 年 月 日

一般社団法人まがたま
大阪市中央区玉造1丁目4番14号
代表理事 田中慶彦

災害時における食支援に関する協定書
(広域連携・支援活用型)

SAMPLE

前文(趣旨)

一般社団法人まがたま(以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)は、災害発生時における被災者への食支援に関し、栄養および衛生管理に配慮した安全な食事提供を確保するため、相互に連携・協力することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

甲は、大阪市内において遠隔調理および冷凍備蓄のための設備を整備し、また内閣府登録の災害対応車両(キッチントラック)を保有しており、国の制度に基づく活動として一定の費用支援が見込まれる。設備は一般的な2トントラック規模で、現場職員や地域団体でも扱える標準的な機材構成である。

本協定は、行政主導のもと、官民連携による新たな災害時食支援の枠組みを構築し、現場の実情に即した柔軟な支援を行うための基盤とする。

第1条(目的)

この協定は、災害時における被災者への食事提供に関し、乙が必要と認めた場合に、甲の設備および運用支援を活用し、安全かつ栄養管理の行き届いた食支援を行うことを目的とする。

第2条(協力の要請)

乙は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲に対して設備の提供または運用支援を要請することができる。

第3条(甲の協力内容)

1. 設備の提供

- 内閣府登録の災害対応型キッチントラックの現地展開。
スチームコンベクションオーブン、業務用発電機搭載。
- 遠隔調理施設 約40坪うち10坪程度の厨房設備にて調理および冷凍備蓄の提供。
スチコン・プラストチラー・真空包装機・超低温冷凍庫
- 設備施設には損害保険および製造物責任保険(1億円)を付保済み。

2. 運用サポート

二拠点食支援システムの運用補助(遠隔調理、配送管理、設備操作支援など)。

甲のスタッフは自治体の指示に従い、設備操作や運用補助を中心に行い、現場判断や指揮には直接関与せず、人的支援は必要最小限とし、自治体主体の運営を円滑に補助する。

3. その他の支援

乙が必要と認める食支援活動に対する協力。

第4条(乙の責任および調整)

乙は、本活動について広域的な調整・管理を行い、各地域の専門職団体および関係機関と連携して、活動の円滑化を図るものとする。

第5条(経費の負担)

本協定に基づく活動に要する経費(食材費、燃料費、輸送費等)の取扱いは、別途協議のうえ定める。

なお、甲が要する経費は実費を基本とし、営利を目的とするものではない。

第6条(衛生・安全管理)

甲は、設備および提供する食材の取扱いにおいて、食品衛生法その他の関係法令を遵守し、安全な提供に努めるものとする。

第7条(その他)

1. 本協定に定めのない事項、または運用上必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。
2. 本協定の有効期間は締結の日から〇年間とし、期間満了の1か月前までに別段の意思表示がない場合は、同一期間更新する。

令和　　年　　月　　日

(乙) 行政:

住所:

印

(甲) 一般社団法人まがたま

住所: 大阪市中央区玉造1丁目4番14号

代表理事 田中慶彦 印